

大阪市告示第652号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9第6号の規定により、次の第一号事業を行う指定事業者の指定の全部の効力を停止したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

令和7年5月1日

大阪市長 横山英幸

1 事業者の名称又は氏名

株式会社あんじゅ

2 事業所の名称及び所在地

あんじゅヘルパーステーション

大阪市北区山崎町1番6号

3 指定の全部の効力の停止期間及びその内容

令和7年6月1日から令和7年11月30日まで

指定の全部の効力の停止6か月

4 サービスの種類

介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス

（福祉局高齢者施策部介護保険課）